

公益財団法人佐々木泰樹育英会選考委員の謝礼及び費用に関する規程（謝金規程）

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という）定款第35条に基づき、選考委員の謝礼及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 謝礼とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益の一切をいう。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいう。謝礼とは明確に区分されるものとする。

（謝礼の支給）

第3条 本財団は、選考委員の職務執行の対価として謝礼を支給する。

2 本財団は、理事に対し奨学生選考等の選考を委嘱した場合、その職務執行の対価として謝礼を支給することができる。

3 本財団は、選考委員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

4 本財団は、選考委員に対し、その地位にあることに対して謝礼を支給しない。

（謝礼の額）

第4条 本財団は、選考委員に対する謝礼として、選考1回につき、各号に定める額を、月末締め翌月払いにより銀行振込で支払う。なお、各号に定める額は、源泉徴収後の支給額とする。ただし、面接審査を実施する場合は、書類審査及び面接審査を通じて1回の選考として取り扱う。

(1) 建築奨学生選考委員 15万円

(2) デザイン・工芸美術奨学生選考委員 5万円

(3) 医学奨学生選考委員 5万円

2 口語詩句奨学生選考委員及び口語詩句賞選考委員に対する謝礼は、各号に定める額とし、銀行振込により支払う。

(1) 毎月実施する口語詩句月次選考に係る謝礼は、選考及び総評執筆を含め、源泉徴収後の支給額を月額5万円とする。支払時期は、次のとおりとする。

ア 2月から7月までに実施した選考 8月末払い

イ 8月から翌年1月までに実施した選考 翌年2月末払い

(2) 毎年度2月から3月に実施する口語詩句奨学生選考に係る謝礼は、選考1回につき、源泉徴収後の支給額を5万円とする。支払時期は、月末締め翌月払いとする。

(3) 毎年度2月から3月に実施する口語詩句賞選考に係る謝礼は、選考1回につき、源泉徴収後の支給額を10万円とする。支払時期は、月末締め翌月払いとする。ただし、選考会を開催しない場合、又は開催された選考会に選考委員が出席しなかった場合は、源泉徴収後の支給額を5万円とする。

3 理事に対し奨学生選考等の選考を委嘱した場合、その職務執行の対価として、選考1回につき、前2項に準じた額を、月末締め翌月払いとして、源泉徴収の上、銀行振込により支払う。

4 選考委員（第3条第2項で委嘱した者を含む）に対し費用を支払う場合、事前に理事会の承認を得なければならない。事前承認を得ていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

5 選考分科会への出席に伴い生じた交通費は、原則として支給しない。ただし、事前に理事会の承認を得た場合、別に定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

6 本条第1項ないし第2項に定める謝礼の額が本財団と同種の法人における選考委員に対する謝礼額の相場から著しく乖離している等の特段の事情が存する場合には、選考委員（第3条第2項で委嘱した者を含む）に対する謝礼額を評議員会の決議により変更することができる。

7 選考委員は、選考分科会に自ら出席して意見を述べなければならず、代理人の出席は認められない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(実施細則)

第6条 本規程の実施に必要な細則は、理事会が別に定める。

附則

1 本規程は、2020年6月1日から施行する。

2 本規程は、2020年11月19日から施行する。

3 本規程は、2021年3月30日から施行する。

4 本規程は、2021年4月26日から施行する。

5 本規程は、2022年4月8日から施行する。

6 本規程は、2024年7月1日から施行する。

7 本規程は、2026年6月15日から施行し、2026年8月1日から適用する。